

## 様式2-7

中北林務環境事務所

令和3年1月28日 採水

検体番号		20-G078	適用排水基準
事業場(工場)名		峡北南部衛生センター	○根拠法令 水質汚濁防止法第3条第1項 県生活環境保全条例第20条 " 第21条
業種番号		72	
届出排水量(日平均) m <sup>3</sup> /日		1235	
既設・新設の別		既設	
採水時刻		10:40	
採水場所 (排水口 / 他)		放流槽	
透視度	cm	>30	—
導電率	mS/m	25	—
水素イオン濃度(pH)		6.9	5.8 ~ 8.6
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	<3	40 以下
化学的酸素要求量(COD)	mg/L		以下
浮遊物質量(SS)	mg/L	9	50 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L		以下
フェノール類含有量	mg/L		以下
銅含有量	mg/L		以下
亜鉛含有量	mg/L		以下
溶解性鉄含有量	mg/L		以下
溶解性マンガン含有量	mg/L		以下
クロム含有量	mg/L		以下
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	<50	1,000 以下
窒素含有量	mg/L		以下
リン含有量	mg/L		以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	カドミウム	検出されないこと(n.d.)
シアン化合物	mg/L	シアン	0.1 以下
有機燐化合物	mg/L		検出されないこと(n.d.)
鉛及びその化合物	mg/L	鉛	0.1 以下
六価クロム化合物	mg/L	六価クロム	0.05 以下
砒素及びその化合物	mg/L	砒素	0.05 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	水銀	0.005 以下
アルキル水銀化合物	mg/L		検出されないこと(n.d.)
ポリ塩化ビフェニル	mg/L		0.003 以下
トリクロロエチレン	mg/L		0.1 以下
テトラクロロエチレン	mg/L		0.1 以下
ジクロロメタン	mg/L		0.2 以下
四塩化炭素	mg/L		0.02 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L		0.04 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L		1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L		0.4 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L		3 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L		0.06 以下
1,3-ジクロロプロパン	mg/L		0.02 以下
チウラム	mg/L		0.06 以下
シマジン	mg/L		0.03 以下
チオペンカルブ	mg/L		0.2 以下
ベンゼン	mg/L		0.1 以下
セレン及びその化合物	mg/L	セレン	0.1 以下
ふつ素及びその化合物	mg/L	ふつ素	以下
ほう素及びその化合物	mg/L	ほう素	以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	7×E-7生産量(×0.4)、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量	以下
1,4-ジオキサン	mg/L		以下
塩素イオン	mg/L	29	—
判定		測定項目は排水基準適合	
検査機関		衛生環境研究所	